【規程番号　神女大Ⅰ－005】

幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園　運営規程

（総則）

第１条　学校法人行吉学園が設置運営する幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園（以下「当園」という。）の運営管理については、法令に定めるもののほか、本規程に定めるところによるものとする。

（目的）

第２条　本規程は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令を遵守して運営することを目的として必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第３条　当園は、幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園と称する。

（所在地）

第４条　当園の位置は、神戸市須磨区高倉台４丁目２番とする。

（運営方針）

第５条　当園の保育目標は次のとおりとする。

(1) 健康で安全な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

(2) 喜んで園生活に参加する態度を育て、協同、自主及び自律の精神の芽生えを培うこと。

(3) 身近な環境に主体的に関わる中で、社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

(4) 絵本や物語等に親しむ中で、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うこと。

(5) 言語、絵画、体の動き等で表現することを通して、豊かな感性や表現力、創造性を養うこと。

（子どもの区分ごと利用定員）

第６条　当園の利用定員（法第31条第１項の利用定員）は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間の認定を受けた園児（以下「１号認定子ども」という。）　125人

(2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満３歳以上の者（以下「２号認定子ども」という。）　27人

(3) 保育時間の認定を受けた園児のうち満３歳未満の者（以下「３号認定子ども」という。）　13人

（提供する特定教育・保育等の内容）

第７条　当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省令告示第１号）等に基づき、以下に掲げる特定教育・保育その他の便宜の提供を行うものとする。

(1) 特定教育・保育（法第27条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。２・３号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量（法第20条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において特定教育・保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第 12 条に規定する時間の範囲内において、法第 59 条第２号に規定する延長保育を提供する。

(3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、１号認定子どもについては昼食を、２・３号認定子どもについては昼食及び午後のおやつを提供する。乳児についてはこれに加え午前中におやつを１回提供する場合がある。

(4) 園バスによる送迎

２歳児クラス以上に在籍する園児の中で、希望者には園バスでの送迎を有料で行う。

(5) 預かり保育

教育のための時間の前７時 30 分から９時まで、後の 14 時から 19 時まで、在籍している１号認定子どものうち希望者に対して保育を提供する。

(6) その他保育に係る行事等

（子育て支援）

第８条　当園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1) 未就園児の幼児・保護者同士の交流の場の提供（にこにこクラブ）

(2) 園庭開放

(3) 未就園児の幼稚園体験（わくわく幼稚園）

(4) 教育相談（にこにこ広場）

(5) その他地域の子育て支援として必要とするもの

（１号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する日）

第９条　１号認定子どもに対しては、以下のとおり、学期を設定し、特定教育・保育を提供するものとする。

(1) 第１保育期　　４月１日から　８月 31 日まで

(2) 第２保育期　　９月１日から 12 月 31 日まで

(3) 第３保育期　　１月１日から　３月 31 日まで

２　１号認定子どもに対しては、以下の日は休園日とし、特定教育・保育を提供しないものとする。ただし、園が定める登園日を除くものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 夏季休業日　　７月 20 日から９月５日まで

(4) 冬季休業日　　12 月 21 日から翌年１月９日まで

(5) 保育年度末休業日　　３月 20 日から４月９日まで

(6) 前各号に掲げるもののほか、別に園長が定める日

３　前項第３号から第５号について、行事及び始業式・終業式によって変更する場合は、事前に支給認定保護者に周知するものとする。

（２・３号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する日）

第 10 条　２・３号認定子どもに対し特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から１月３日）及び祝祭日を除くものとする。

２　行事等を行うため、日曜及び祝祭日に特定教育・保育を提供する場合は、事前に支給認定保護者に周知するものとする。

（１号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間）

第 11 条　１号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間は、原則９時から１４時までとする。

２　通園バスの送迎時間や季節により、前項の時間を変更する場合は、事前に支給認定保護者に周知するものとする。

（２・３号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間）

第 12 条　２・３号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

７時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は 18 時 30 分から 19 時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

８時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時 30 分から８時 30 分まで又は 16 時 30 分から 19 時までの範囲内で、延長保育を提供する。

第 13 条　当園に次の職員を置く。ただし、園児数に応じて法令等の配置基準を下回らない人数とする。

(1) 園　長	１名
(2) 主幹保育教諭	１名
(3) 保育教諭	10 名
(4) 調理員	３名
(5) 事務職員	２名
(6) その他の職員	若干名
(7) 学校医	１名
(8) 学校歯科医	１名
(9) 学校薬剤師	１名

２　前項の他、必要に応じて職員を置くことができる。

（職務内容）

第 14 条　職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長

園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 主幹保育教諭

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育及び保育をつかさどる。

(3) 保育教諭

園児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 調理員

食事の提供及びそれに付随する職務に従事する。

(5) 事務職員

事務に従事する。

(6) その他の職員

他の職員に属さない職務に従事する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第 15 条 当園は、特定教育・保育を利用した支給認定保護者から、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額を徴収するものとする。

2 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用等のうち、別表１に定める費用を徴収するものとする。

3 前項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度、支給認定保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。

(１号認定子どもの入園)

第 16 条 １号認定子どもを入園させようとするときは、支給認定保護者は、入園願を提出しなければならない。

2 入園は、幼児の心身の発達状況等の面接を行った上、園長がこれを決定する。

3 利用定員を上回る申込があった場合は、以下に定める基準に基づき選考を行い、入園者を決定するものとする。

(1) ２歳児クラス在園児

(2) 在園児の弟妹

(3) 卒園児の弟妹

(4) 卒園生の子・孫

(5) 同法人卒業生の子・孫

(6) 同法人教職員の子・孫

(7) その他の者は、先着順又は抽選で選考を行う。

(２・３号認定子どもの入園)

第 17 条 ２・３号認定子どもについては、神戸市の利用調整を経た者を入園させるものとする。

(卒園に関する事項)

第 18 条 園児が小学校に就学するときは、卒園するものとする。

2 当園において所定の保育期間を終えた園児には、修了証書を授与する。

(退園に関する事項)

第 19 条 以下の場合には、特定教育・保育の提供を終了し、退園させるものとする。

(1) 支給認定保護者が退園を申し出たとき

(2) 保育認定子どもに該当しなくなったとき（満３歳以上の子どもであって１号認定子どもとして利用を継続する場合を除く）

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第 20 条 当園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第 29 条第１項の規定により危

険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2　当園の職員は、特定教育・保育等の提供を行っているときに、園児の体調の急変や事故等の事態が生じたときは、速やかに学校医又は園児の主治医及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要に応じて神戸市に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

3　当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4　園児に対する特定教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 21 条　園長は、非常その他窮迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、月に１回園児及び職員の避難訓練及び消火訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置）

第 22 条　当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第 23 条　その他運営規程の実施に必要な事項は、園長がこれを定める。

附　則

この運営規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この運営規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この運営規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この運営規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表１

１　利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教育施設充実費	教育施設充実のため	月額　3,000 円
教育環境充実費	教育環境充実のため	入園時　50,000 円
１号ならびに２号認定子どもに係る給食費（月額）（主食費・副食費）	１号認定子どもに係る食事（主食・副食）の提供費用（月額）	満３歳児クラス 主食費　1,200 円 副食費　3,300 円 合計月額　4,500 円
		３歳・４歳・５歳児クラス 主食費　1,200 円 副食費　4,800 円 合計月額　6,000 円
	２号認定子どもに係る食事（主食・副食・おやつ）の提供費用	主食費　2,200 円 副食費　4,800 円 合計月額　7,000 円
バス送迎代	バス送迎に係る費用	月額　3,500 円

※その他、行事や新学期用品に係る費用等については、事前に支給認定保護者に説明・同意のうえ、徴収するものとする。

※副食費については、世帯の所得状況等により免除される場合がある。

２　預かり保育に係る利用者負担

・月曜日から金曜日　（７時 30 分から９時まで・保育終了後 14 時から 19 時まで）
30 分　100 円
※別途、おやつ代として１回あたり 100 円徴収する。

・19 時以降延長預かり保育料（万が一、19 時を超えた場合の延長保育料）
10 分ごとに 500 円

３　延長保育に係る利用者負担

・保育標準時間内延長（保育短時間認定子どもに係る７時 30 分から８時 30 分まで
又は 16 時 30 分から 18 時 30 分まで）
神戸市が定める各階層区分ごとの保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差額

・保育標準時間外延長　30 分延長　　月額　2,500 円

・19 時以降延長保育料（万が一、19 時を超えた場合の延長保育料）10 分ごとに 500 円